

議第 1 号議案

桐生市議会会議規則の一部を改正する規則案

上記条例案を別紙のとおり地方自治法第 109 条第 6 項及び桐生市議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出いたします。

令和 5 年 3 月 15 日

提出者 桐生市議会
議会改革調査特別委員会
委員長 園 田 基 博

桐生市議会議長 北 川 久 人 様

桐生市議会会議規則の一部を改正する規則

桐生市議会会議規則(昭和42年桐生市議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中「介護」の次に「、配偶者の出産補助」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第82条中「介護」の次に「、配偶者の出産補助」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

議 案 説 明

議第1号議案 桐生市議会会議規則の一部を改正する規則案

女性をはじめ多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備の一環として、また、男女共同参画を考慮した議会活動を活性化することから、所要の改正を行おうとするものです。